

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会	
開 催 日 時	令和7年9月11日(火) 午後2時00分から午後3時00分まで	
開 催 場 所	上尾市役所 行政棟3階 301会議室 及び オンライン	
議長(委員長・会長)氏名	渡辺英人 会長	
出席者(委員)氏名	杉山正司 委員、新井浩文 委員、大木悠佑 委員、逆井克己 委員、 島村博 委員、高橋晴美 委員、高松佳子 委員(オンライン)、長島 優香 委員	
欠席者(委員)氏名	布施俊輔 委員	
事務局(庶務担当)	総務課：佐藤課長、鈴木副主幹、秦主任、原田主任	
会 議 事 項	議 題	
	(1) 報告 ア 令和6年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況及び会議公開の実施状況について イ 令和7年度上尾市公文書管理実施計画について (2) 審議 令和7年3月31日に保存期間が満了した行政文書のうち保存期間が1年である文書等の移管及び廃棄に関する意見聴取について (3) その他	
議 事 の 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和 7 年 10 月 28 日		
議長(委員長・会長)の署名		渡辺英人
議長に代わる者の署名 (議長が欠けたときのみ)		

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
総務課長	ただいまから、令和 7 年度第 1 回上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会を開催いたします。なお、今回から対面とオンラインのですね、ハイブリッド開催とをさせていただきます。 本日は 9 名の委員にご出席いただいております。高松委員におかれましてはオンラインにて参加いただいております。 上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会条例の規定に基づきまして過半数以上の出席となりましたので、審議会が有効に成立したことを報告いたします。 それでは、改めて会議を進めてまいります。 事務局から本日の資料の確認をさせていただきます。
事務局	【資料の確認】
総務課長	それでは、以降の進行につきましては、渡辺会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
渡辺会長	【渡辺会長あいさつ】
渡辺会長	では、議事に先立ちまして、本審議会につきましては、個人情報を含む審議である場合を除いて、平成 1 4 年度から原則公開としています。そこで委員の皆様にお諮りいたします。本審議会の原則公開について、ご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。 【異議の声なし】
渡辺会長	では、異議なしとさせていただきます。ありがとうございます。 では、本審議会は原則公開をもって運営させていただきます。本日、傍聴人はおりますでしょうか。
事務局	傍聴者はおりません。
渡辺会長	それでは本日の議事に移ります。本日の議事は、報告事項が 2 点、審議

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	事項が１点及びその他となっております。 まず、「（１）ア令和６年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況及び会議公開の実施状況について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	【資料１に基づいて事務局説明】
渡辺会長	ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。
	【意見なし】
渡辺会長	では、続いて議事「イ 令和７年度上尾市公文書管理実施計画について」、事務局よりご説明お願いいたします。
事務局	【資料２に基づいて事務局説明】
渡辺会長	ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。
大木委員	自己点検と巡回指導に関して、各実施機関から総務課に集約された情報は各実施機関に共有されるのでしょうか。
事務局	集約された情報については、全庁に共有し適切な公文書管理となるようにすすめて参りたいと思います。
大木委員	他の課の状況がわかることで改善しなければいけないという意識につながることもありますので、そのようにしていただければと思います。
渡辺会長	では、続いて議事「令和７年３月３１日に保存期間が満了した行政文書のうち保存期間が１年である文書等の移管及び廃棄に関する意見聴取について」、事務局よりご説明お願いいたします。

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	【資料３・４・５・６に基づき事務局説明】
渡辺会長	ありがとうございました。本日の審議は令和７年３月３１日に保存期間が満了した行政文書のうち、保存期間が１年である文書について、歴史公文書として移管する、あるいは廃棄するという市の各機関の判断が妥当であるかを審議し、答申を行うものとなります。ただいまの事務局の説明についてご意見ご質問がありましたらお願いいたします。 杉山委員は何か補足などがありますか。
杉山委員	事務局からも説明がありましたが、総括意見ということで、皆さんも思っているのでしょうけれど、なかなか口に出して言いにくいことを書かせていただきました。 今回のように８０００件を超える資料を自宅で全部調べながら見ていくというのは非常に厳しい。皆さんお仕事をお持ちの中で、そういった検査をしなければいけないということで、タイトな仕事になってしまいます。前回の審議会でもリストに対して廃棄の理由は入れないということになりましたが、少なくとも判断に迷うものや重要性のあると思われるものについて事前に事務局でコメントを入れていただいて、それをもとに我々が判断するという方が時間的にもスムーズでよろしいのではないかと思います。
渡辺会長	大木委員は、補足などがありますか。
大木委員	杉山委員のお話に関して申し上げますと、このような形で、自宅で作業するというのは審議会委員としてあり得ると思いますが、実際にやってみて思うのは、お金の話は問題ではないのですけれども、事務局が事例としてあげられている世田谷区と比べても作業時間に対して対価が見合っていないというのはあると思います。
渡辺会長	他にはいかがですか。
新井委員	今ご指摘されたような労働に対する対価という話は当然あるとは思

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	のですけども、それより以前に、まず一つ重要なのは1年保存の文書について評価選別の労力の大きさを改めて実感しました。通常は3年以上の保存期間の文書を対象にしている自治体が多い中で、今回作業をしてみると、保存期間1年の文書の中に重要な文書も紛れていました。必要な文書を残していく上で、非常に重要な仕事であると感じました。 一つは事務局にお願いしたいのは、今回の審議過程で明らかになった問題点を職員に共有していただくことで、保存期間を変更するといった検討をしていただくことで、今後の委員の選別作業が楽になっていくのではないかという風に思っています。今回は初めてなので仕方がない部分はあるという風に私は個人的に思っています。
渡辺会長	他にはいかがですか。
高松委員	基本的なところを教えてください。資料5で文書N0.398等をみると質問に対する回答として保存期間30年とすることとなったと記載されていますが、資料6には記載がないようです。資料5と資料6の関係はどのようなになっているのでしょうか。
事務局	保存期間が満了した文書について移管・廃棄を判断するものであるため、実施機関において保存期間延長を決定した文書については、移管・廃棄されず実施機関の文書として引き続き管理されることから答申書の案には記載してございません。
高松委員	文書N0.426をみると回答が、移管措置が妥当であるとされておりますが、それについて資料6に記載がないのはどのような理由になりますでしょうか。
事務局	文書N0.426については、諮問の段階から移管予定としており、変更がないため、答申書の案には記載しておりません。移管・廃棄予定リストではありますが、ほとんどの文書が廃棄であるため、移管の文書が紛れてしまいわかりにくい部分もあったかもしれません。

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高松委員	ありがとうございます。イメージができてきました。
島村委員	移管・廃棄予定リストで廃棄と廃棄扱いがありますが、どのように違うのでしょうか。
事務局	廃棄扱いの文書は所管課から空フォルダであるとの申出があった文書になります。
大木委員	高松委員の一つ目の方の話について、保存期間を延長するものについては、答申案に記載していないということですが、諮問自体は延長するものも含んだ件数になるので、数があっていないとおかしいという話になるのではないかと、答申の対象から抜けるのであれば抜けることがわかるようにしておく必要があるのではないかと思います。
高松委員	その意見に賛成です。
総務課長	答申案のところに、期間を延長したものがありますというのを入れる形で検討させていただければと思います。
大木委員	事務局で把握されているかわからないのですが、委員から移管でしょうかと確認を取って廃棄のままですとしたもののリストは出せるのでしょうか。そこを通すか通さないかをここで議論すべきなのかと思います。 自分で出した意見のところはわかるのですが、他の方の意見まではすべて目を通せない状況です。これだけ大量にあるとそこがどこかというのがわからないのが本音です。
事務局	リスト形式ではまとめていないのですが、答申書案に記載しているもの以外は廃棄予定のままということになります。
大木委員	例えばということで、私が出している 4437 番で、人権施策推進会議の推進会議及び幹事会というものがあまして、どのような位置づけのものなのかということを確認するために意見を付けたのですが、これは、おそ

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	らく庁内の委員会で、それとは別に、人権施策推進協議会というのがあって、これは多分条例で外部から委員が入るものだと思います。有識者会議等も含めて庁内できちんと情報共有しながら実行していくというのが推進会議と幹事会だと思うのですが、その中で具体的な意思決定等があるのであれば、このレベルまで含めて、残しておく必要があるのかなと思っていたところです。現状としては会議の位置づけだけ確認したので、廃棄のままなのですが、この中で言うと、具体的な検討とか意思決定を行うのであれば、その人権施策推進の一体的なものとして移管が適当ではないかという風に考えるところです。ただし、会議資料等は移管にしておいてよいのではないかと思います。委員の委嘱のみで開催なしということであれば求めるものとは違ってしまい廃棄してもよいのではないかと思います。 このような形で確認できるとよいのですが、この量を確認するのは難しさがあると思います。
事務局	この場ですべて確認が難しいようであれば、先ほどお話しいただいた確認のご依頼をいただいたものの廃棄とする文書のリストを後日作成いたしますので、それについては保留とする等の対応も考えられます。
大木委員	意見を出した人が出した意見と回答を見て違和感がなければよいのではないかと思います。先ほどの私のように少し説明をしていただいて、諮っていただければと思います。
長島委員	自分が出した意見について納得感があればよいということですね。
杉山委員	一つ質問をいいでしょうか。147、148、149 で、「別途保存しているようです」と回答されていますが、実際に確認はしていないということなのでしょうか。
事務局	ご意見をいただいてから回答までの時間が短かったため、実際には確認できていないのですが、アンケートの結果はまとめられているため、回答結果は残されていると思います。アンケートの原本だけが残されていると

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	いうのは考えにくいのですが、念のため後日確認させていただきます。
長島委員	もしあればこれは廃棄にするということですね。
事務局	そのようにさせていただければと考えております。
杉山委員	伝聞の記載が多いので、しっかりと確認だけはしていただければと思います。
事務局	そのようにさせていただきます。
渡辺会長	本日のところは答申案の原案に加えて、意見をいただいたところを確認していただいて、再度電子データで全員に回覧するというやり方で進めるというのはいかがでしょうか。
高松委員	4645 の「事故報告書・協議記録簿」で、「市の施策に影響を与えるものではないため」という回答がなされていますが、ややかみ合っていない印象を受けます。委員はタイトルを手がかりに判断しているので、この文書はこのような内容であるから市の施策に影響するようなものではない、と答えていただけるとわかりやすいと思います。
杉山委員	4645 について、事故があってそれに対して市の施策の改善をするということがないということになるのでしょうか。
高松委員	一般市民としてみると質問と回答のつながりが見えず、理由がよくわからない部分があると思います。
事務局	ご意見をいただきありがとうございます。ご指摘のとおりだと思いますので、円滑に審議できるように回答を作成するよう指導していきたいと思っております。こちらの文書については、環境政策課所管の文書で、市の斎場である上尾伊奈斎場つつじ苑に関するもので、指定管理者との協議記録や事故報告が入っている文書になるようです。

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
杉山委員	事故があった場合には、市も責任を問われ得るという状況にあるという訳ですよ。
事務局	おっしゃる通りです。
長島委員	今後の指定管理者の選定も過去の事故等を踏まえて行うものになるのではないのでしょうか。一般市民の目からすると大事なものになるのではないかと思います。 高松委員がおっしゃるように、判断の材料となる内容について記載いただいて、今回は特に大きな案件はなかったと説明いただいた方がよかったと思います。
渡辺会長	グレーゾーンについては担当課の方から補足していただくということは可能でしょうか。
新井委員	いまの議論は重要なところだと思います。現段階では、原課としては残したくないというイメージの強い文書だと思うのですが、時の経過措置というものがありますので、すぐに全てが公開されるものではないのだということを事務局の方で説明していただいて、それを踏まえて判断していただくことが重要なのではないかと思います。特に保存期間1年の文書は近い時期のものなので、原課の方で廃棄したがつている部分も強いのではないかと思います。特に事故報告書ということですので。これまでの議論の中であったように今後同じようなことが起こった時というのも考えるのも大事ですが、それだけでなく歴史事象として検証するときに必要となる文書であるということを強調してお伝えいただいたほうがよいと思います。情報公開の観点から考えてしまうことが多いのですが、その点についてはよく説明していただいたほうよいのではないかと思います。
渡辺会長	グレーの部分については残す方向にさせていただくことは可能ですか。
事務局	こちらについては、事務局において中身を確認させていただいて、次の会議で報告させていただくということでよろしいでしょうか。

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
渡辺会長	先に少し確認しましょう。まず資料6に挙げてあるものに関してはこれでよろしいですか。 これに関しては全員一致で問題ないということを確認しました。 グレーの部分については、委員会としては原則として残した方がよいと 思っているということで事務局に返ささせていただいて、事務局の方でご確 認いただいて、委員会に対して12月の前の段階で、あるいは12月の会 議の準備の段階で、こういうことでしたということをお返しいただくとい う手順を踏んでいただくということで、皆さんいかがでしょうか。
委員一同	【異議なし】
渡辺会長	確認させていただきます。まず本日お手元にある資料6に書いてある答 申案の部分に関しては了解したというふうにさせていただきます。 そして、委員会等で出ましたご意見、またその他、本日の資料5のとこ ろで、グレーと感じられる部分に関しては、事務局の方でこれを再度確認 して、12月の会議の前の段階で資料として準備していただいて、12月 の会議に臨ませていただく方向で進めるということはいかがでしょうか。
委員一同	【異議なし】
渡辺会長	この進め方についてあるいは他にご意見はございますでしょうか。
事務局	1点よろしいでしょうか。資料6の答申案のところに、先ほどご意見を いただいて件数を合わせるために、補足させていただく部分については、 会長と事務局にご一任いただければと思っております。
委員一同	【異議なし】
渡辺会長	ありがとうございます。最後に、「その他」について、事務局よりご説 明お願いいたします。

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	【今年度の会議開催の予定について説明】
渡辺会長	ありがとうございます。以上をもちまして、今回の議事を終了させていただきます。進行を事務局の方にお返しいたします。
総務課長	慎重なご審議をいただきまことにありがとうございました。本日いただきましたお話につきましては、事務局のほうでまた改めてしっかり考えさせていただきますまして、会長にもご相談した上で、ご答申という形にまとめさせていただければと思っています。また、次回の会議に向けて資料をまとめさせていただければと思っております。 本日は、ありがとうございました。